

令和6年

寒河江市農業委員会第11回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会

第 1 1 回総会

日 時 令和 6 年 1 1 月 2 5 日 (月) 午前 9 時 0 0 分

会 場 中央公民館 2 階 第 2 研修室

出席委員

1 番 山 田 和 義	2 番 影 沢 政 俊	3 番 後 藤 孝 好
4 番 西 尾 沙 織	5 番 眞 木 早百合	6 番 郷 野 富司男
7 番 猪 倉 通 文	8 番 氏 家 理 香	9 番 安孫子 智
1 0 番 大 泉 孝 彦	1 1 番 鈴 木 浩 之	1 2 番 原 田 義 人
1 3 番 芳 賀 宏	1 4 番 高 橋 博	1 5 番 奥 山 浩 二
1 6 番 布 施 功 子	1 7 番 片 桐 道 雄	1 8 番 木 村 三 紀

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 五十嵐 博 志	3 番 斎 藤 幸 宏
4 番 渡 邊 慎 一	5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯一郎
7 番 鬼 海 和 幸	9 番 渡 邊 正	

欠席農地利用最適化推進委員

8 番 菖 蒲 修

事務局

事 務 局 長 渡 邊 健 一	事務局長補佐 (総括) 高 子 英 晴
事務局長補佐 (農地担当) 日下部 靖 広	総務係 主任 木 村 龍 一
農 地 係 主 任 土 田 修	農 地 係 主 事 芳 賀 遼太郎

報告事項

(1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項但書き）
農地の用途変更について
- (4) 農地の転用事実に関する照会について

議事

- (1) 議題45号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議題46号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第48号 非農地証明願の審議について
- (5) 議第49号 農用地利用集積計画書の審議について
- (6) 議第50号 寒河江農業振興地域整備計画の変更（農振編入）に係る審議に
ついて

開会 午前 9時40分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第11回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、8名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、意見を述べる事ができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして、議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、3番後藤委員、9番安孫子委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 はい、ご苦労様でした。ただいまの報告について、質問は
ございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですので、事務局から他にありませんか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第45号から議第50号までの議案について、一括上程
します。

- (1) 議第45号「農地法第3条の規定による許可処分につ
いて」
- (2) 議第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請
書の審議について」
- (3) 議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請
書の審議について」
- (4) 議第48号「非農地証明願の審議について」
- (5) 議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」
- (6) 議第50号「寒河江農業振興地域整備計画の変更（農振
編入）に係る審議について」

以上、議第45号から議第50号まで、一括上程いたしま
す。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めま
す。

片桐会長職務代理者、報告をお願いします。片桐会長職

務代理者。

片桐会長職務代理者 はい、議長。17番、片桐です。

去る、11月19日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第3条新規就農案件3件、農地法第5条の許可申請案件3件、非農地証明願案件2件及び寒河江農業振興地域整備計画案件1件の合計9件を審査しました。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」順位57番、58番、59番の3件、南部地区の案件になります。

申請地は、大字島字島南の農地で、譲受人の自宅に隣接する農地です。

「新規就農希望者の農地に係る申し合わせ」に基づき、申請地の他に「取得農地の利用計画書、営農計画書」等の書類を提出してもらっております。

新規就農を希望する譲受人は、南部地区在住の38歳の男性で、株式会社アンスリーファームの専務を務めており、今回は個人による農業経営の申請となっております。

農業を営もうとする理由は、「取得農地の利用計画書、営農計画書」によると、申請者は地域に根差した仕事がしたいと考えており、農業を通じて地元の活性化に貢献したいと思い、自分の手で育てた農作物を地元から全国の人々に提供し、安全で新鮮な食材を届けることにやりがいを感じ農業を始めようと決心したとのことでした。

申請地にはぶどうを栽培する予定で、地元の農業委員に

相談、指導を受け、また現地調査を行ったところ、荒地だった箇所がきれいに整地、管理されており、今後の営農への意欲が感じられ、事前審査会においては、異議なしとされたところです。

なお、地区審査でも十分な審査をお願いします。

議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位38番、寒河江地区、南町一丁目、丸の内公園付近で沼川沿いの農地で、宅地分譲用敷地への転用案件です。

申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

順位40番、寒河江地区、仲谷地一丁目、仲谷地第2号公園付近の農地で、宅地分譲用敷地への転用案件です。

申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

なお、この案件は、農地転用面積が30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。

順位42番、西根地区日田公民館の南側の農地で、アパート建築用敷地への転用案件です。

申請地は、都市計画区域内、農振地域内農用地区域外にある農地であり、近隣に住宅が連担しており、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

議第48号「非農地証明願の審議について」順位17番、三泉地区の案件です。

申請地は字中河原の土地で、平成13年8月、駐車場及び倉庫建築の目的で農地法第5条の規定による許可を受けた土地です。

その後、駐車場として使用していたが、平成26年頃、

河北町の事業者から申出があり、一部を太陽光パネルの設置として貸借されて、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

順位18番、柴橋地区の案件です。

申請地は大字中郷字角田の土地で、先月農地法第5条の許可申請を行った土地ですが、県との協議によりこの土地を非農地証明により処理することになりました。

平成10年4月から物置小屋を設置し、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

議第50号「寒河江農業振興地域整備計画の変更（農振編入）に係る審議について」、順位1番、柴橋地区のすもも新植地の整備についてです。

対象地は、大江町にある寒河江市の飛地で、さがえ西村山農業協同組合内あるさがえ西村山すもも研究会渡邊誠一氏が国の果樹経営支援対策事業を活用し、すももの苗木を新植する計画となっております。この事業を受けるにあたり、対象地が農振農用地区域に位置付けられていることが必要であり、今回の申請に至っています。

現地調査をしたところ、既に整地されておりました。

農用地区域内への編入であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

はい、ご苦労様でした。

ただいまから、地区審査に入ります。

審査時間は、30分程度とし、10時15分までとしま

す。それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時52分

再開 午前10時15分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。
高橋委員。

高橋委員

はい、議長。14番、高橋です。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをお開きください。

(議案書順位57番、58番、59番朗読)

場所については、新しくなった寒河江市の市民浴場、湯りさがえの前の道路を南側に進み、最上川の堤防に上がる道路沿いに譲受人の自宅がありまして、そこに隣接する畑3筆が今回の申請地になります。

譲受人自身はアンスリーファームの専務でこれまで10年間、さくらんぼ、ぶどう、ももの栽培で実質的な経験、知識、技術が備わっております。また、このたび8月31日の南部地区での地域計画の策定のメンバーとしても参加しており、地域における将来に担い手として期待をしているところです。

11月13日の寒河江・南部地区の農業委員及び推進委

員8名で現地調査を行ってきました。

また、11月19日の事前審査会でも現地調査を行っておりますが異議はありませんでした。本日の地区審査でも異議はございませんでした。

続きまして、6ページをお開きください。

(議案書順位60番朗読)

場所については、石持地区に11筆と山岸地区に2筆の合計で9、754㎡のさくらんぼ畑と野菜畑になります。

11月13日の寒河江・南部地区の農業委員及び推進委員8名で現地調査を行ってきました。

申請の所在地は山田委員の案内で、石持地区の下原のさくらんぼ畑、いちばん大きいところになりますけれども、そこと下原の野菜畑を調査いたしました。さくらんぼ畑と野菜畑が綺麗に管理されており、他の委員も問題ないというような現地での報告もあり、異議はございませんでした。本日の地区審査でも異議はありませんでした。以上になります。

木村議長

はい、ありがとうございます。

続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。

同じく6ページをお開きください。

(議案書順位61番朗読)

11月15日に西根・三泉の農業委員と推進委員で現地確認してきました。

所在地は天童大江線を天童方面に向かって、クリーンセンターの少し手前の道を南の方に入りますと貯水池がありまして、その先を西の方に入りますと150m進んだところに申請地があります。

祖父から孫に引き継ぐということで問題ないを見たところでは。

事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位57番から61番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので採決いたします。

議第45号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第45号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査会の結果報告をお願いします。

西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。

西尾委員

はい、議長。

木村議長

はい、西尾委員。

西尾委員

4番、西尾です。

議第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」 8ページをご覧ください。

(議案書順位6番朗読)

11月15日に西根・三泉地区の農業委員、推進委員とで現地を確認してきました。

所在地は国道112号線のJAアグリ寒河江店の交差点を300mほど南の方に進み、日田地区の方向に

田んぼの中を300m進んだところが申請地です。近くには宝地区のライスセンターがあります。

周辺は一面田んぼなのですが、ライスセンターを建設するというので、周辺に対する影響を配慮していただければ問題ないと思われまます。

事前審査会、地区審査会でも異議はございませんでした。以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当））

はい、議長。

順位6番は、農業用施設用地への転用申請になっております。申請地は、農業振興地域農用地区域内にある農地です。計画どおりであれば、問題ないと考えます。なお、農振の用途変更の手続きを終えており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第46号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第46号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、高橋委員、お願いします。高橋委員。

高橋委員

はい、議長。14番、高橋です。

議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」10ページをお開きください。

(議案書順位38番朗読)

場所については、県道28号線、日東ベストの向いにある日の丸ゴム工業所前の道路を南町方面に150mほど進み、沼川に架かる橋の手前を右折し、道なりに進み、沼川の橋を渡って、右側の畑、東側になりますけれども2135㎡の申請地になります。都市計画区域で住宅というようなことで、11月19日の事前審査会でも現地調査し、本日の地区審査でも異議はございませんでした。続きますして順位39番。

(議案書順位 39 番朗読)

場所については、皿沼・河北線の上高屋の千手観音、神社の裏側、西側になりますけれども高屋西浦地区になります。先月も隣接する農地が5条の申請があった訳ですが、11月13日に寒河江・南部地区の農業委員と推進委員8名で現地調査を行いました。異議はありませんでした。また、地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして順位40番

(議案書順位 40 番朗読)

場所については、天童寒河江線のセブン・イレブン仲谷地店を南に300mぐらい進み、西側に右折して50mぐらい行ったところになります。

近くには仲谷地の公園があり、これも都市計画区域で40アールの敷地が残っていたということで、現況は、荒しているような状況ですけれども、住宅地用分譲地という申請でありますので、何ら問題ないというような判断をいたしました。11月19日の事前審査会での現地調査、本日の地区審査でも異議はありませんでした。

続きまして順位41番

(議案書順位 41 番朗読)

場所については、天童大江線、日田のセブン・イレブンの十字路を本楯方面に向かって、約350m進み、沼川の橋がありますけれども、橋の手前の右側の住宅造成

地の■■■■さんの敷地の北側に隣接する56㎡の敷地が申請地になります。11月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員8名で現地調査を行っております。11月19日の事前審査会、本日に地区審査会でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。
西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。

(議案書順位42番朗読)

所在地ですが、溝延橋方面から日田公民館に進みましたら、土井ダクト工業の所の交差点を左折し、100mぐらいのところにあります。周辺は多くの住宅に囲まれたところであり問題ないと判断しました。

事前審査会、地区審査会でも異議はありませんでした。
以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

順位38番、40番は宅地分譲敷地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にあ

る農地で第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

なお、順位40番は、事前審査会の報告にもありましたが、30アールを超えますので、山形県農業会議への意見聴取、諮問が必要になります。

順位39番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。申請地は農用地区域外にある農地で、10ヘクタール未満の規模の一団の区域内にある農地で、第3種農地の区域に近接する区域にあり、宅地化が見込まれており、第2種農地と判断します。第2種農地は申請地に代えて周辺の土地を供することにより事業の目的を達成することが認められる場合は原則許可できませんが、集落に接続しており、代替性もなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位41番は宅地拡張用敷地への転用申請となっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位42番はアパート建築用敷地への転用申請となっております。申請地は農用地区域外にある農地で、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連担している区域内にある農地で第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第47号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第48号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、西尾委員、お願いします。西尾委員。

西尾委員

はい、議長。4番、西尾です。

議第48号「非農地証明願の審議について」

12ページをご覧ください。順位17番。

(議案書順位17番朗読)

場所についてですが、旧三泉の農協支所から南へ10

0 mほど行ったところでは。11月19日の事前審査会で現地を確認してきました。平成13年8月に農地転用許可を受けており現在に至っているということで問題ないと判断しました。

本日の地区審査会でも異議はありませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。
順位18番。

(議案書順位18番朗読)

場所は国道287号線のヤマザワ寒河江西店とツルハドラッグ寒河江中郷店の間に挟まれた旧道を東に50 mほど行ったところの三角路ということで、農道を入ったところになります。11月19日の事前審査会で農業委員、推進委員全員で現地を確認して参りました。申請どおりであれば何ら問題ないと判断し、地区審査会でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

柴橋地区1筆、樹園地0.12ヘクタール、合計0.12ヘクタール。

農地中間管理事業案件についてはいずれも市街化区域外であり、地区の担い手に貸し出すため農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決いたします。

議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員、賛成ですので、議第49号は原案のとおり決定しました。

次に、議第50号「寒河江農業振興地域整備計画の変更（農振編入）に係る審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。10番、大泉です。

議第50号「寒河江農業振興地域整備計画の変更（農振編入）に係る審議について」18ページをご覧ください。

(議案書順位1番朗読)

場所は県道143号線、中郷地内を走る道路ですが、大江町旧三郷小学校、今現在、県立楯岡特別支援学校大江校となっておりますけれども、そこからスーパー農道に入り東側200mほど行ったところになります。

11月19日に事前審査会で農業委員、推進委員全員で現地を調査して参りました。申請地は整備された状態にありました。申請通りであれば何ら問題ないと判断しました。地区審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

はい、ありがとうございました。

続いて事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

申請地は大江町にある寒河江市の飛地で、さがえ西村山農業協同組合内にあるさがえ西村山すもも研究会、XXXXXXXXXX氏が国の果樹経営支援対策事業を活用し、すももの苗木を新植する計画となっております。この事業を受けるにあたり、申請地が農振農用地区域に位置づけられていることが必要であり、今回の申請に至っています。

農用地区域内への編入であり、問題ないと考えます。よろしくご審議のほどお願いします。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員および事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。13番、芳賀です。

質問ですが、これは将来的にすもも研究会で植栽すると思うのですが、その後どういうふうになるのでしょうか。たとえば、個人の耕作者に譲り渡すとかという計画があるのでしょうか。

木村議長

はい。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。そこまで、詳しくは聞いておりませんが、芳賀委員がおっしゃるようにすももの苗木を新植し、ある程度育ったら、どなたかが貸付けてすもも栽培されるのかなと思っております。

木村議長 大江町にすももの新規就農者が多いので、そうった方々に貸し出すものと聞いております。

芳賀委員 わかりました。

木村議長 他に意見がないようですので、採決いたします。
議第50号「寒河江農業振興地域整備計画の変更（農振編入）に係る審議について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第50号は、原案のとおり決定しました。

これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。

ご苦勞様でした。

閉会 午前10時54分

令和6年11月25日

第11回総会 議長 木村 三紀.....

議事録署名委員 3番委員 後藤 孝好.....

議事録署名委員 9番委員 安孫子 智.....